

東日本大震災復興対策担当
内閣府特命担当大臣（防災）

平野 達男 殿

東日本大震災に関する
要 望 書

平成 23 年 8 月 17 日

要 望 書

東日本大震災復興対策担当
内閣府特命担当大臣（防災）

平野 達男 殿

東日本大震災は、東北地方のみならず茨城県にも未曾有の被害をもたらした。

人的被害に加え、住家被害が約17万戸にも達したほか、道路や港湾、漁港、農地、学校施設などにも甚大な被害が生じている。

被害額は、日本政策投資銀行の推計によれば約2兆5千億円と福島県（約3兆1千億円）の約8割に達するとともに、地震保険支払額総額も宮城県、福島県に次いで多くなっている。

さらに福島第一原子力発電所事故は、依然として確たる収束の見通しが立っておらず、県民の日常生活や本県の経済活動に極めて大きな影響を及ぼしている。

国の復興基本方針や第二次補正予算については、ややもすれば、東北三県を中心に考えられがちであるが、こうした茨城県の地震、津波による被害状況、あるいは、福島県以外では原発事故の影響を最も大きく受けていることなどを踏まえ、**茨城県及び県内市町村を東北三県及び三県内市町村と同様に取り扱い**、以下の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

平成23年8月17日

茨城県知事	橋本	昌
茨城県議会議長	田山	東湖
茨城県市長会長	会田	真一
茨城県市議会議長会長	渡辺	政明
茨城県町村会長	野高	貴雄
茨城県町村議会議長会長	小野瀬	義之

I 東日本大震災からの復旧 復興に関すること

1 復旧 復興のための財政支援等について

(1) 震災からの復旧 復興に係る交付金

使い勝手のよい自由度の高い交付金の創設にあたっては、補助率のかさ上げや補助対象の拡大など 地域の実情にあわせ被災自治体が提案する事業を幅広く採択すること

(2) 復興基金設置への支援

現行の財政支援制度では対応しきれない事業を実施するための復興基金については、現下の低金利環境に鑑み、運用型基金ではなく取崩し型基金となるよう 必要な財政支援措置を講ずること

2 インフラ等の復旧 復興支援について

(1) 港湾の早期復旧と高速道路の整備促進

港湾（岸壁、航路等）の早期復旧を図るとともに、港湾機能施設（荷役機械、ふ頭用地等）についても災害復旧事業の支援対象にすること

また、災害時の緊急輸送道路、あるいは、本県の復興の柱となる圏央道や東関道について早期に全線を開通させること

(2) 産業関連施設の復旧支援

農林水産業災害復旧事業について、地元負担を軽減するため、国庫補助率の更なるかさ上げを図るとともに、従前の機能を回復するための事業についても補助の対象とすること

また、ホテル 旅館などの観光施設等に対し、施設等の復旧に対する補助や二重ローン対策など 十分な支援措置を講ずること

(3) 文化財の補修等への支援

国指定文化財、国登録文化財などの補修等について、十分な財政支援措置を講ずること 特に旧弘道館については、国の所有する文化財であるので、国が全額国費により早急に復旧すること

また、県及び市町村指定文化財の修理 修復についても特例措置として国による支援を行うこと

(4) 高速道路の無料開放の見直し

現在実施されている高速道路の無料開放について、インターチェンジ周辺の交通渋滞などの弊害を防止するとともに、被災地域の住民が公平に利用できるよう 実施範囲や実施方法を見直すこと。

3 防災基本計画の早期改訂について

東日本大震災を検証し、今後の発生が予想される巨大地震や津波などの被害想定を早急に示すとともに、防災基本計画を速やかに改訂すること。

Ⅱ 原子力災害に関すること

1 福島第一原子力発電所事故の早期収束について

今回の原発事故について、国内外の原子力関連の研究者や技術者等との連携はもとより あらゆる知恵と努力を結集し、国の全責任において一刻も早く事態の収束を図ること

2 県民の健康を守るための取組及び損賠賠償について

(1) 県民の健康を守るための取組

福島原発事故による健康被害から県民を守るため 国の責任により 放射線量の測定や放射性物質の除去など必要な措置を講ずること

(2) 全ての損害への早急な賠償

ア 原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」に明示された損害はもとより 今回の原発事故と相当因果関係が認められる損害については全て賠償の対象とし、賠償金全額を早急に支払わせること。

特に、風評被害による農畜水産物の価格下落や買い控えによる損害、ホテル 旅館、土産物店、ゴルフ場などにおける売上げ減少等について、幅広く賠償の対象とすること

イ 原子力事故被害に係る緊急措置法に基づく仮払いについては、全ての賠償請求について直ちに支払を行うこと

3 風評被害防止等への積極的な対応について

(1) 風評被害の拡大防止等

農畜水産業や観光産業等における風評被害の拡大の防止とイメージの回復を図るため、国内外に、放射線量等に関する正確な情報を発信するとともに、諸外国の輸入規制等の措置をなくすよう 国が責任をもって当該国へ働きかけること

(2) 積極的な誘客対策

ホテルや旅館 海水浴場などの利用客が想定以上に急減していることから 国においても被災地に向けての観光キャンペーンや各種イベントの実施など 国内外からの観光客の誘致などについて積極的に取り組むこと。

4 原子力防災指針等の見直し

国においては、原子力防災対策の再検証や原子力施設ごとの災害想定、E P Z等の見直しを行い、原子力防災指針を速やかに改定すること。

5 原発事故の影響を払拭するための交付金について

原発事故による影響を払拭していくためには、息の長い取組が必要であり 賠償金とは別に用途の自由な交付金制度を創設する等、県や市町村に対し十分な財政支援を行うこと

(参考資料)

1 各県の被害額推計

(単位：兆円)

	茨城県	福島県	岩手県	宮城県	合計
被害額総額	2.5	3.1	4.3	6.5	16.4

* ㈱日本政策投資銀行推計 H23. 4. 27 公表

* 原子力発電所事故に関する被害額は含まれない

2 地震保険支払額

(単位：百億円)

	茨城県	福島県	岩手県	宮城県
支払額総額	14.1	14.3	5.5	52.3

* 日本損害保険協会発表 H23. 8. 3 現在

* 阪神・淡路大震災 (7.8 百億円)

3 住宅被害 (棟数)

(H23. 8. 14 現在)	合計	全壊棟	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
茨城県	173,722	2,665	18,290	150,452	1,583	732
福島県	187,792	17,033	41,507	128,851	62	339
岩手県	32,016	21,019	3,587	5,326	1,761	323
宮城県	287,212	70,946	70,676	127,834	7,024	10,732

* 東日本大震災復興対策本部HPデータ

4 新潟県中越沖地震 (H19. 7. 16 発生) との被害状況比較

		茨城県 (H23. 8. 8 現在)	中越沖地震
人的被害 (人)	死亡 行方不明者	25	15
住宅被害 (棟)		172,327	44,307
公共施設・農林水産業関連被害 (億円)		1,736	1,100
基金の規模 (億円)			1,600(※1)
事業費 (億円)			124(※2)

※ 1 1,600 億円のうち、400 億円は「中小企業復興支援基金」として創設

※ 2 基金の設置期間は「5年間」(H19~24)、当時の金利 1.5% (現行金利 5年債 0.5%, 10年債:1.2%)

5 県内観光施設等の状況

①海水浴客の入込客数の状況（※H23.8.7現在）

	H22 7/17～8/8	H23 7/16～8/7	対前年比
県内公設海水浴場の入込客数	1,058,230人	106,890人	10.1%

②主なホテル・旅館の宿泊・予約状況（8月）

	H22（実績）	H23（予約）	対前年比
大洗ホテル（大洗町）	9,283人	2,976人	32.1%
磯原シーサイドホテル（北茨城市）	1,848人	700人	37.9%
滝味の宿豊年万作（大子町）	1,250人	380人	30.4%
筑波温泉ホテル（つくば市）	1,680人	393人	23.4%

6 福島原発事故による旅行意向に係る意識調査結果

	茨城県	岩手県	宮城県	福島県	栃木県
放射能の影響を懸念して 旅行先として避けたい地 域(回答者割合* %)	57.1%	32.1%	46.4%	96.7%	34.6%

* 原子力損害賠償紛争審査会（第10回 7月14日）データ

7 原子力災害に伴う損害賠償請求の状況

（単位：億円）

	茨城県	福島県	栃木県	千葉県
福島原発事故における損害 賠償請求額（H23.8.1現在）	275.5	160.0	49.7	39.8

* 損害賠償請求額は、農畜産物・水産物・水産加工品・観光の合計額
なお、観光に関する損害賠償請求額は、本県を除き、他県では把握していない。

8 原子力発電所事故による様々な影響

（1）国際会議のキャンセル

〈つくば国際会議場の予約及びキャンセル件数〉

年 度	予約数	うちキャンセル件数
H23	(3月時点) 28件	10件 ・第5回アジア園芸学会議（2,500人） ・第7回国際ナノテク学会（400人） ・第10回日米先端工学シンポジウム（100人） ・(社)全日本鍼灸学会第60回学術大会（2,000人） ・デジタル情報の長期保存に関する国際会議（600人） 等

（2）外国人農業実習生や外国人研究者等の帰国

（3）茨城空港の国際便の運休

アジアナ航空（茨城－ソウル） 運 休 中

春秋航空（茨城－上海）

週3便から週5便に増便予定であったものが延期